

「施設機械工事等共通仕様書【農業農村整備編】」の制定について（平成 23 年 3 月 2 日付け農村第 2035 号農林水産部長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	現行
施設機械工事等共通仕様書【農業農村整備編】 <u>令和 7</u> 年 <u>10</u> 月 沖縄県農林水産部 施設機械工事等共通仕様書 目 次 第 1 章 総 則 第 1 節 総 則 1－1－1～1－1－4 [略] <u>1－1－5 ワンデーレスポンス</u> 1－1－<u>6</u>～1－1－<u>10</u> [略] 1－1－<u>11</u> 工事実績情報<u>システム</u>（コリンズ）への登録 1－1－<u>12</u>～1－1－<u>39</u> [略] <u>1－1－40 週休二日の対応</u> 1－1－<u>41</u>～1－1－<u>61</u> [略] <u>[移設]</u> 1－1－<u>63</u> [略] 第 2 章 機器及び材料 第 1 節 通 則 2－1－1～2－1－3 [略] 2－1－4 見本・<u>品質証明資料</u> 第 3 章～第 12 章 [略] 第 13 章 水管理制御設備 第 1 節～第 3 節 [略] 第 4 節 情報伝送設備 13－4－1 [略] <u>[削る。]</u> 13－4－<u>2</u>～13－4－<u>10</u> [略] 第 5 節～第 7 節 [略] 第 8 節 電源設備 13－8－1 <u>無停電電源装置</u>（汎用品） 13－8－2 [略] 13－8－3 直流電源装置 [DC12 <u>V</u>、DC24 <u>V</u>] 13－8－4 [略]	施設機械工事等共通仕様書【農業農村整備編】 <u>平成 31</u> 年 <u>4</u> 月 沖縄県農林水産部 施設機械工事等共通仕様書 目 次 第 1 章 総 則 第 1 節 総 則 1－1－1～1－1－4 [略] <u>[新設]</u> 1－1－<u>5</u>～1－1－<u>9</u> [略] 1－1－<u>10</u> 工事実績情報<u>サービス</u>（コリンズ）への登録 1－1－<u>11</u>～1－1－<u>39</u> [略] <u>[新設]</u> 1－1－<u>40</u>～1－1－<u>60</u> [略] <u>[移設]</u> 1－1－<u>62</u> [略] 第 2 章 機器及び材料 第 1 節 通 則 2－1－1～2－1－3 [略] 2－1－4 見本 <u>又は資料の提出</u> 第 3 章～第 12 章 [略] 第 13 章 水管理制御設備 第 1 節～第 3 節 [略] 第 4 節 情報伝送設備 13－4－1 [略] <u>13－4－2 網制御装置</u> 13－4－<u>3</u>～13－4－<u>11</u> [略] 第 5 節～第 7 節 [略] 第 8 節 電源設備 13－8－1 <u>UPS 電源装置</u>（汎用品） 13－8－2 [略] 13－8－3 直流電源装置 [DC12 <u>V</u>、DC24 <u>V</u>] 13－8－4 [略]

改正後	現行
第 9 節 計測設備等 13－9－1 〔略〕 第 10 節 〔略〕 施設機械工事完成図書等作成要領 〔略〕 参考 工事請負契約、施設機械工事等共通仕様書等に基づく提出様式 〔略〕 参考 施設機械工事等共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表 〔略〕 第 1 章 総 則 第 1 節 総 則 1－1－1 適 用 1～3 〔略〕 4 設計図書間の不整合 特別仕様書、図面の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に記載された数字に相違がある場合、受注者は、監督職員に確認して指示を受けなければならない。 5 〔略〕 1－1－2 用語の定義 1 〔略〕 2 〔略〕 3 〔略〕 4～56 〔略〕 1－1－3・1－1－4 〔略〕 1－1－5 ワンデーレスポンス 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1 日あるいは適切な期限までに回答することをいう。 1－1－6～1－1－10 〔略〕 1－1－11 工事実績情報システム（コリンズ）への登録 1 受注者は、受注時又は変更時において請負代金額が500 万円以上の工事について、一般財団法人日本建設	第 9 節 計測設備 13－9－1 〔略〕 第 10 節 〔略〕 施設機械工事完成図書等作成要領 〔略〕 参考 工事請負契約、施設機械工事等共通仕様書等に基づく提出様式 〔略〕 参考 施設機械工事等共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表 〔略〕 第 1 章 総 則 第 1 節 総 則 1－1－1 適 用 1～3 〔略〕 4 設計図書間の不整合 特別仕様書、図面の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に記載された数値に相違がある場合、受注者は、監督職員に確認して指示を受けなければならない。 5 〔略〕 1－1－2 用語の定義 1 〔略〕 2 〔略〕 3 〔略〕 4～56 〔略〕 1－1－3・1－1－4 〔略〕 〔新設〕 1－1－5～1－1－9 〔略〕 1－1－10 工事実績情報サービス（コリンズ）への登録 1 受注者は、受注時又は変更時において請負代金額が500 万円以上の工事について、一般財団法人日本建設

改正後	改正前
情報総合センター（以下「J A C I C」という。）が実施している工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）の利用に関する規約に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上、コリンズに登録しなければならない。 2・3 [略] 1－1－12～1－1－17 [略] 1－1－18 施工体制台帳及び施工体系図 1～5 [略] 6 下請負人の社会保険等加入の有無に関する対応 （1）受注者は、下請負人の社会保険等加入の有無を施工体制台帳等に記載しなければならない。 （2）～（6）[略] 1－1－19・20 [略] 1－1－21 調査及び試験に対する協力 1～4 [略] 5 低入札価格調査 （1）施工体制台帳の提出及びそのヒアリング ①予決令第 85 条の規定に基づく価格を下回る価格で落札し契約締結した場合においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 2 項の規定にかかわらず建設業法第 24 条の8第 1 項の規定に準じて施工体制台帳を作成するものとし、監督職員に提出しなければならない。 ②前項①の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。 （2）[略] 1－1－22 工事の一時中止 1 一般事項 発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第 1 章 1-1-58 により、受注者は、適切に対応しなければならない。 （1）～（3） [略] 2・3 [略] 1－1－23 [略] 1－1－24 工期変更 1 一般事項 契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 22 条、第 23 条第 1 項及び第 44 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 24 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。	情報総合センター（以下「J A C I C」という。）が実施している工事実績情報サービス（以下「コリンズ」という。）の利用に関する規約に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上、コリンズに登録しなければならない。 2・3 [略] 1－1－11～1－1－16 [略] 1－1－17 施工体制台帳及び施工体系図 1～5 [略] 6 下請負人の社会保険等加入の有無に関する対応 （1）受注者は、下請負人の社会保険等加入の有無を施工体制台帳等に記載するものとし、必要書類を添付しその写しを監督職員に提出しなければならない。 （2）～（6）[略] 1－1－18・19 [略] 1－1－20 調査及び試験に対する協力 1～4 [略] 5 低入札価格調査 （1）施工体制台帳の提出及びそのヒアリング ①予決令第 85 条の規定に基づく価格を下回る価格で落札し契約締結した場合においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 2 項の規定にかかわらず建設業法第 24 条の7第 1 項の規定に準じて施工体制台帳を作成するものとし、監督職員に提出しなければならない。 ②前項①の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。 （2）[略] 1－1－21 工事の一時中止 1 一般事項 発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第 1 章 1-1-56 により、受注者は、適切に対応しなければならない。 （1）～（3） [略] 2・3 [略] 1－1－22 [略] 1－1－23 工期変更 1 一般事項 契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 22 条及び第 44 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 24 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。

改正後	改正前
2～5 [略] 1－1－<u>25</u>・1－1－<u>26</u> [略] 1－1－<u>27</u> 建設副産物 1・2 [略] 3 マニフェスト 受注者は、工場製作工に係るものを除く産業廃棄物が搬出される工事に当たっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。 4 [略] 5 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書にその写しを添付して含め監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 6 [略] 7 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物<u>等</u>を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 8 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 9～12 [略] 13 建設副産物情報交換システム <u>受注者は</u>、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物又は建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。 また、登録した情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムによりデータの変更を行うものとする。 なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。 1－1－<u>28</u>～1－1－<u>33</u> [略] 1－1－<u>34</u> 工事完成検査 1～6 [略]	2～5 [略] 1－1－<u>24</u>・1－1－<u>25</u> [略] 1－1－<u>26</u> 建設副産物 1・2 [略] 3 マニフェスト 受注者は、工場製作工に係るものを除く産業廃棄物が搬出される工事に当たっては、<u>建設発生土は搬出帳票、産業廃棄物は</u>産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。 4 [略] 5 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書にその写しを添付して含め監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見<u>え</u>やすい場所に掲げなければならない。 6 [略] 7 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見<u>え</u>やすい場所に掲げなければならない。 8 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見<u>え</u>やすい場所に掲げなければならない。 9～12 [略] 13 建設副産物情報交換システム コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物又は建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。 また、登録した情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムによりデータの変更を行うものとする。 なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。 1－1－<u>27</u>～1－1－<u>32</u> [略] 1－1－<u>33</u> 工事完成検査 1～6 [略]

改正後	改正前
7 適用規定 受注者は、当該工事完成検査については、第1章1-1- 29第3項の規定を準用する。 1－1－35 既済部分検査等 1～3 [略] 4 修補 受注者は、検査職員の指示による修補については、第1章1-1- 34第5項の規定を準用する。 5 適用規定 受注者は、当該既済部分検査については、第1章1-1- 29第3項の規定に従うものとする。 6・7 [略]	7 適用規定 受注者は、当該工事完成検査については、第1章1-1- 28第3項の規定を準用する。 1－1－34 既済部分検査等 1～3 [略] 4 修補 受注者は、検査職員の指示による修補については、第1章1-1- 33第5項の規定を準用する。 5 適用規定 受注者は、当該既済部分検査については、第1章1-1- 28第3項の規定に従うものとする。 6・7 [略]
1－1－36・37 [略] 1－1－38 施工管理 1・2 [略] 3 標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事目的、<u>工事期間、</u>工事種別、発注者名、施工者名<u>及び</u>連絡先を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。 なお、標示板については、本章1－1－46 環境対策 10 に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。	1－1－35・36 [略] 1－1－37 施工管理 1・2 [略] 3 標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見<u>え</u>やすい場所に、工事目的、工事種別、発注者名、施工者名、<u>連絡先及び工事内容等</u>を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。 なお、標示板については、本章1－1－44 環境対策 10 に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。
4～13 [略] 1－1－39 [略] 1－1－40 週休二日の対応 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、<u>1週間に2日</u>以上の現場閉所または、<u>現場閉所を行うことが困難な工事においては、</u>技術者及び技能労働者が<u>交替</u>しながら<u>1週間に2日</u>以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。 1－1－41 [略] 1－1－42 工事中の安全確保 1 安全指針等の遵守 受注者は、<u>最新の</u>土木工事等施工技術安全指針（20 農振第 2236 号平成 21 年 3 月 30 日付け農林水産省農村振興局整備部長名）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 2～21 [略] 1－1－43 ～1－1－45 [略] 1－1－46 環境対策	4～13 [略] 1－1－38 [略] [移設]
	1－1－39 [略] 1－1－40 工事中の安全確保 1 安全指針等の遵守 受注者は、土木工事等施工技術安全指針（20 農振第 2236 号平成 21 年 3 月 30 日付け農林水産省農村振興局整備部長名）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 2～21 [略] 1－1－41 ～1－1－43 [略] 1－1－44 環境対策

改正後	改正前
1～5　　[略] 6　排出ガス対策型建設機械 （１）受注者は、工事の施工に当たり表1-1-1に示す一般工事用建設機械を使用する場合には、原則として、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）第２条及び第11条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成３年10月８日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する<u>規程</u>」（平成18年３月17日付け国土交通省告示第348号）若しくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年３月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。 　　ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督職員と協議し、監督職員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。 （２）受注者は、工事の施工に当たり表1-1-2　に示すトンネル工事用建設機械表を使用する場合には、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51　号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18　年経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）第２条及び第11　条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成３年10　月８日付け建設省経機第249　号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する<u>規程</u>」（平成18　年３月17　日付け国土交通省告示第348　号）若しくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18　年３月17　日付け国総施第215　号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。 　　ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督職員と協議し、監督職員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。 表１－１－１　　[略] 表１－１－２　　[略] 7～10　　[略] 1－１－<u>47</u>～1－１－<u>49</u>　　[略] 1－１－<u>50</u>　諸法令の遵守 1　諸法令の遵守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用、運用は受注者の責任において行わなければならない。 なお、主な法令は次に示すとおりであり、最新法令に則るものとする。	1～5　　[略] 6　排出ガス対策型建設機械 （１）受注者は、工事の施工に当たり表1-1-1に示す一般工事用建設機械を使用する場合には、原則として、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）第２条及び第11条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成３年10月８日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する<u>規定</u>」（平成18年３月17日付け国土交通省告示第348号）若しくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年３月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。 　　ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督職員と協議し、監督職員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。 （２）受注者は、工事の施工に当たり表1-1-2　に示すトンネル工事用建設機械表を使用する場合には、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51　号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18　年経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）第２条及び第11　条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成３年10　月８日付け建設省経機第249　号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する<u>規定</u>」（平成18　年３月17　日付け国土交通省告示第348　号）若しくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18　年３月17　日付け国総施第215　号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。 　　ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督職員と協議し、監督職員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。 表１－１－１　　[略] 表１－１－２　　[略] 7～10　　[略] 1－１－<u>45</u>～1－１－<u>47</u>　　[略] 1－１－<u>48</u>　諸法令の遵守 1　諸法令の遵守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用、運用は受注者の責任において行わなければならない。 なお、主な法令は次に示すとおりであり、最新法令に則るものとする。

改正後	改正前
(1) ～ (62) [略] (63) 公共工事の入札<u>及び</u>契約の適正化の促進に関する法律 (平成 12 年 法律第 127 号) (64) ～ (85) [略] (86) 特定特殊自動車排<u>出</u>ガスの規制等に関する法律 (平成 17 年法律第 51 号) (87) ・ (88) [略] (89) <u>個人情報の保護に関する法律</u> <u>(平成 15 年 法律第 57 号)</u> (90) ～ (92) [略] (93) エネルギーの使用の合理化<u>及び非化石エネルギーへの転換等</u>に関する法律 (昭和 54 年 法律第 49 号) (94) ・ (95) [略] 2 ・ 3 [略] 1－1－<u>51</u>～1－1－<u>55</u> [略] 1－1－<u>56</u> 特許権等 1 ・ 2 [略] 3 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法<u>(昭和 45 年法律第 48 号)</u> 第 2 条第 1 項第 1 号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。 1－1－<u>57</u> 保険の付保及び事故の補償 1 ～ 4 [略] 5 補償 受注者は、雇用者<u>等</u>の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。 6 [略] 1－1－<u>58</u> ・ 1－1－<u>59</u> [略] 1－1－<u>60</u> 工事特性等への対応状況の報告 1 一般事項 受注者は、工事の施工に関し、工事特性を踏まえ特に必要と認めて実施した事項、創意工夫を図った事項、情報化施工を実施した事項、新技術を活用した事項、地域社会への貢献を図った事項その他契約図書に定められた事項以外の事項であって、特に報告すべきものがある場合には、<u>別に定める様式に基づき作成し</u>、工事完成時までにこれらを監督職員に報告することができる。 2 ～ 4 [略] 1－1－<u>61</u> ・ 1－1－<u>62</u> [略]	(1) ～ (62) [略] (63) 公共工事の入札<u>および</u>契約の適正化の促進に関する法律 (平成 12 年 法律第 127 号) (64) ～ (85) [略] (86) 特定特殊自動車排ガスの規制等に関する法律 (平成 17 年法律第 51 号) (87) ・ (88) [略] (89) <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</u> <u>(平成 15 年 法律第 58 号)</u> (90) ～ (92) [略] (93) エネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和 54 年 法律第 49 号) (94) ・ (95) [略] 2 ・ 3 [略] 1－1－<u>49</u>～1－1－<u>53</u> [略] 1－1－<u>54</u> 特許権等 1 ・ 2 [略] 3 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法<u>(昭和 45 年法律第 48 号第 2 条第 1 項第 1 号)</u>に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。 1－1－<u>55</u> 保険の付保及び事故の補償 1 ～ 4 [略] 5 補償 受注者は、雇用者の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。 6 [略] 1－1－<u>56</u> ・ 1－1－<u>57</u> [略] 1－1－<u>58</u> 工事特性等への対応状況の報告 1 一般事項 受注者は、工事の施工に関し、工事特性を踏まえ特に必要と認めて実施した事項、創意工夫を図った事項、情報化施工を実施した事項、新技術を活用した事項、地域社会への貢献を図った事項その他契約図書に定められた事項以外の事項であって、特に報告すべきものがある場合には、工事完成時までにこれらを監督職員に報告することができる。 2 ～ 4 [略] 1－1－<u>59</u> ・ 1－1－<u>60</u> [略]

改正後	改正前
[移設] 1－1－<u>63</u>　[略]	1－1－<u>61</u>　週休二日の対応 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、<u>月単位で4週8休</u>以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が<u>交代</u>しながら <u>4週8休</u>以上の休日を確保し実施に努めなければならない。 1－1－<u>62</u>　[略]

改正後	改正前																																		
第2章 機器及び材料 第1節 通 則 2－1－1 一般事項 1～3 [略] 4 海外の建設資材の品質証明 受注者は、海外で生産された建設資材のうち JIS マーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。 なお、次の表に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。 <table><tr><th>区分／細別</th><th>品目</th><th>対応 JIS 規格（参考）</th></tr><tr><td>I セメント</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>II 鋼材</td><td>1～9 [略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td rowspan="2">III 瀝青材料</td><td>舗装用石油アスファルト</td><td>日本道路協会規定規格</td></tr><tr><td>石油アスファルト乳剤</td><td>[略]</td></tr><tr><td>IV 割ぐり石及び骨材</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table> 5～8 [略] 2－1－2 [略] 2－1－3 材 料 1 工事材料 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。<u>なお、JIS 規格品のうち JIS マークが表示されている材料・製品等については、表示状態を示す写真等の提示をもって品質規格証明書の提示に代えることができる。</u> <u>ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。</u> 2 [略] 2－1－4 見本・品質証明資料 受注者は、設計図書において監督職員の試験若しくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本又は品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。	区分／細別	品目	対応 JIS 規格（参考）	I セメント	[略]	[略]	II 鋼材	1～9 [略]	[略]	III 瀝青材料	舗装用石油アスファルト	日本道路協会規定規格	石油アスファルト乳剤	[略]	IV 割ぐり石及び骨材	[略]	[略]	第2章 機器及び材料 第1節 通 則 2－1－1 一般事項 1～3 [略] 4 海外の建設資材の品質証明 受注者は、海外で生産された建設資材のうち JIS マーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。 なお、次の表に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。 <table><tr><th>区分／細別</th><th>品目</th><th>対応 JIS 規格（参考）</th></tr><tr><td>I セメント</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>II 鋼材</td><td>1～9 [略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td rowspan="2">III 瀝青材料</td><td>舗装用石油アスファルト</td><td>日本道路規定規格</td></tr><tr><td>石油アスファルト乳剤</td><td>[略]</td></tr><tr><td>IV 割ぐり石及び骨材</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table> 5～8 [略] 2－1－2 [略] 2－1－3 材 料 1 工事材料 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。<u>ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。</u> <u>なお、JIS 規格品のうち JIS マーク表示が認証され JIS マーク表示がされている材料・製品等については、JIS マーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。</u> 2 [略] 2－1－4 見本又は資料の提出 受注者は、設計図書において監督職員の試験若しくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本又は品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。	区分／細別	品目	対応 JIS 規格（参考）	I セメント	[略]	[略]	II 鋼材	1～9 [略]	[略]	III 瀝青材料	舗装用石油アスファルト	日本道路規定規格	石油アスファルト乳剤	[略]	IV 割ぐり石及び骨材	[略]	[略]
区分／細別	品目	対応 JIS 規格（参考）																																	
I セメント	[略]	[略]																																	
II 鋼材	1～9 [略]	[略]																																	
III 瀝青材料	舗装用石油アスファルト	日本道路協会規定規格																																	
	石油アスファルト乳剤	[略]																																	
IV 割ぐり石及び骨材	[略]	[略]																																	
区分／細別	品目	対応 JIS 規格（参考）																																	
I セメント	[略]	[略]																																	
II 鋼材	1～9 [略]	[略]																																	
III 瀝青材料	舗装用石油アスファルト	日本道路規定規格																																	
	石油アスファルト乳剤	[略]																																	
IV 割ぐり石及び骨材	[略]	[略]																																	

改 正 後	改 正 前
なお、JIS マーク表示品については、JIS マーク表示状態の確認とし見本又は品質を証明する資料の提出は省略できる。	なお、JIS マーク表示品については、JIS マーク表示状態の確認とし見本又は品質を証明する資料の提出は省略できる。